

## 関市公用封筒広告掲載基準（平成２８年９月３０日決裁）

### （目的）

第１条 この基準は、関市の公用封筒の広告掲載に関して、関市広告掲載要綱（平成２０年関市告示第１４０号。以下「要綱」という。）第４条第２項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第２条 この基準における公用封筒とは、市が作成し使用する公用封筒のうち、税務課（市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）が作成する納税通知書送付用窓あき封筒（以下「公用封筒」という）をいう。

### （広告掲載の位置）

第３条 広告を掲載する位置は、公用封筒の裏面とし、市が指定する位置とする。

### （広告掲載の規格及び広告枠の数）

第４条 広告掲載の規格及び広告枠の数は、別紙のとおりとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、別に定めることができる。

### （広告の募集）

第５条 広告掲載の募集は随時行うものとし、募集期間については、その都度、市が定めるものとする。

### （広告掲載した公用封筒の発送時期）

第６条 広告掲載した公用封筒の発送時期は、各市税条例に規定する第１期の納期に送付するものとする。

### （広告の掲載料金）

第７条 広告の掲載料金は、別紙のとおりとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、別に定めることができる。

２ 広告主（広告代理店を含む。以下同じ）は、要綱第１１条第１項の規定による広告掲載の決定の通知（以下「広告掲載決定通知」という。）を受けたときは、その日から３０日以内に掲載料金を納入しなければならない。

### （広告枠の取り扱い等）

第８条 複数の広告主が広告を希望し掲載可能の枠の数を超えるときは、抽選により審査対象者を決定する。

(広告の原稿)

第9条 広告掲載決定通知を受けた広告主は、市が指定する期日までに広告の完成原稿（電子データ）を提出しなければならない。

2 広告の原稿の作成に係る費用は、広告主の負担とする。

附 則

この基準は、平成28年9月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年9月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月30日から施行する。

附 則

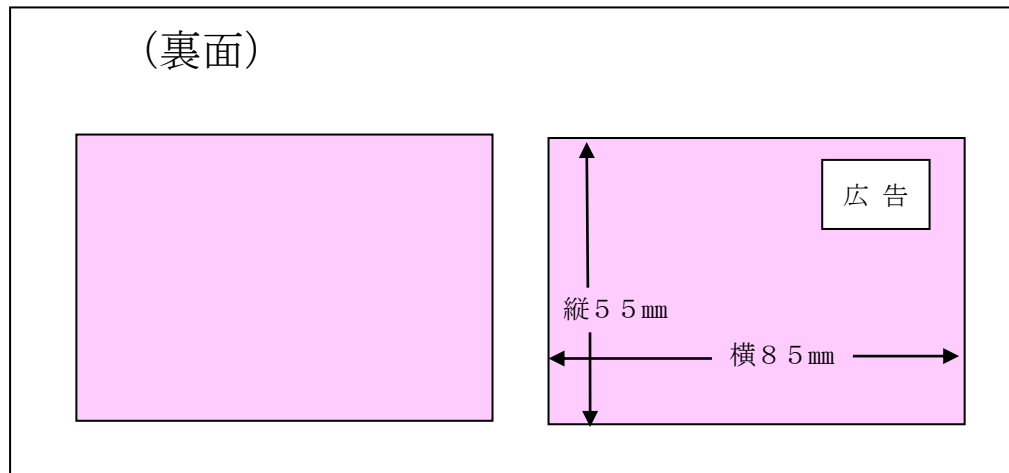
この基準は、令和5年9月30日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年9月30日から施行する。

## 別紙

(第3条関係)  
広告掲載の位置



(第4条関係)  
広告掲載の規格及び広告枠の数

- ・ 広告の規格 縦 5.5mm × 横 8.5mm
- ・ 枠数 2

(第7条関係)  
広告の掲載料金 発行予定部数に 1 円を乗じて得た額